

大阪弁護士会「76期入会案内」

当会への、第76期司法修習終了予定弁護士登録希望者の入会手続きは、下記のとおりといたします。

第76期（2023年12月13日（水）司法修習終了者）の弁護士名簿登録日は、2023年12月14日（木）（司法修習終了証書交付日の翌日）を予定しています。

弁護士名簿への登録請求の手続きは、入会を希望する弁護士会を経て下記の書類を日本弁護士連合会に提出することになっています。

1 受付期間・提出方法・提出先

1-1 受付期間

（一斉登録）

登録時期	受付期間(当会必着)	当会承認日(予定)	日弁登録日
12月一斉	8月16日～9月15日	10月24日	12月14日

（一斉登録以降）

登録時期	受付期間(予定)	当会承認日(予定)	日弁登録日(予定)
1月上旬	～10月20日	11月21日	1月1日
1月下旬	～11月6日	12月5日	1月16日
2月上旬	～11月17日	12月19日	2月1日
2月下旬	～12月8日	1月16日	2月13日
3月上旬	～1月9日	2月6日	3月1日
3月下旬	～1月22日	2月20日	3月12日
4月	～2月16日	3月12日	4月1日

※受付期間を過ぎますと入会日が遅れる場合があります。

※提出書類に不備があると、入会日が遅れる場合がありますので、必ず書類の提出前に、誤記や記入漏れ、不足がないか確認してください。

1-2 提出方法

郵送（書留）のみ

1-3 提出先

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会館6階
大阪弁護士会 第76期入会申込係

2 入会申請書類について

以下の書類を揃えて、当会に提出してください。各部数には、日弁連提出用を含みます。★印の書類はすべて、下記の日弁連ホームページからダウンロードしてください。書類の作成にあたっては、同ホームページの掲載内容、『**『弁護士名簿登録請求書等記入要領』**もよく確認してください。

★日本弁護士連合会ホームページ

標題：「第76期司法修習生弁護士名簿登録請求者の方へ」

大阪弁護士会へのみ提出する書類（下記11～14）は、大阪弁護士会ホームページからダウンロードしてください。

●大阪弁護士会ホームページリンク <https://www.osakaben.or.jp/>

HOME > 入会・退会案内 > 2 76期の入会希望の方へ > 大阪弁護士会「76期入会案内」

なお、一斉登録日（2023年12月14日）の翌日以降の登録を希望される方及び司法修習終了後に登録請求をされる方は、一部提出書類等が異なりますので、「一斉登録日の翌日以降の弁護士名簿登録を希望される方へ」を必ずご確認ください。

必要書類	入手先 部数	注意事項
<p>1 弁護士名簿登録請求書</p> <p>※「日弁連提出用」には、登録免許税として収入印紙6万円を貼付してください。消印はしないでください。</p>	<p>★ 日弁 HP 2部</p>	<p>氏 名…<u>旧字、異字体、俗字、略字等含めて、戸籍謄本等の記載どおりに記入してください。</u>但し、日弁連では、「会員名簿」、「自由と正義」、日弁連・委員会が発行する印刷物、会員宛通知、ホームページ及び身分証明書における表記は、J I S規格で定められた第一水準、第二水準の文字（正字）に変換した文字を基本として掲載されますが、外字の使用を希望される場合は、お申し出ください。なお、大阪では正字に変換して表記しており対応できない外字もございますので、予めご了承ください。</p> <p>本 籍 地…「番地」「丁目」等を省略せず、<u>戸籍謄本等の記載どおりに記入してください。</u>外国籍の方は、外国人住民に係る住民票記載の「国籍」を記入してください。</p> <p>事 務 所…事務所名、所在地の記載は、<u>事務所を共にされる他の会員と表記を統一してください。</u>→ 日弁連ホームページ「弁護士をさがす（弁護士情報検索）」にて確認してください。「マンション・ビル名」には、マンション・ビル名以下の住所（室番号等を含む。）を記入してください。</p> <p>企業に就職する場合、企業名は、住所・ビル名に続いて記入し、事務所名欄は空欄としてください。</p> <p>提出時点で登録事務所が確定していない場合、事務所所在地記入欄に「未定」とし事務所記入欄は空白としてください。<u>事務所未定のままでは登録できません。必ず2023年11月24日（金）までに事務所情報を補記していただきます。</u></p> <p>自宅住所…登録後の住所を記入してください。登録後の住所が未定の場合は、当面の連絡先を記入してください。「マンション・ビル名」には、マンション・ビル名以下の住所（室番号等を含む。）を記入してください。なお、登録後に変更する場合は、登録事項の変更となりますので、所定の用紙（登録事項変更届書）で届け出てください。</p> <p>* 電話番号は、携帯電話番号で登録することはできません。固定電話がない場合は空欄にしてください（登録なし、の扱いとなります）。</p> <p>* 1 登録請求書、2 履歴書、4 誓約書の自宅住所の表記は、統一してください。</p>
<p>2 履歴書</p>	<p>★ 日弁 HP 2部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ・卒業年月日等は、日付まで記載してください。 ・職歴がない場合には「なし」と記入し、職歴を記入する場合は、入職日及び退職日を記入してください。 ・賞罰がない場合は、必ず「なし」と記入してください。罰がある場合には、確定した有罪判決に限らず、不起訴処分となった事件や、少年法による保護処分、公務員や司法修習生における懲戒処分、訓告や注意処分の内容及び罰条（罪名）を日付とともに記入してください。「賞」の記入がある場合でも、「罰」の有無について必ず記入してください。

(該当者のみ) 2-2 上申書 履歴書に罰のある方は、提出が必要になります。	(2部)	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の書式はありませんので、該当者のみご自身で作成してください。 ・記載要領は、提出日、日本弁護士連合会・大阪弁護士会の連名宛先、氏名・押印、タイトル「上申書」、本文「履歴書の罰について次の通り上申いたします。」、1、罰の対象行為、2、罰を受けた時期、3、処分の内容、4、今後について反省している点、等をA4用紙1枚程度にまとめて下さい。
3 戸籍謄本等	原本 2部	<ul style="list-style-type: none"> ・登録請求日前4か月以内(2023年8月14日以降)に交付されたものを提出してください。 ・戸籍抄本または氏名、本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書をもって代えることができます。 ・外国籍の方は、外国人住民に係る住民票の写しを提出してください。
4 (日弁)誓約書(一斉登録用)	★ 日弁HP 2部	弁護士法第7条各号、第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書、 <u>弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書</u>
5 身分証明書 (破産者ではないことの証明書)	原本 2部	<ul style="list-style-type: none"> ・登録請求日前4か月以内(2023年8月14日以降)に交付されたものを提出してください。 ・身分証明書は、本籍地市区町村より取り寄せてください。 ・日本国籍を有しない方は、誓約書(※)を提出してください。 ※上記4の誓約書とは別のものになります。日弁連ホームページにて入手してください。
6 連絡先回答書	★ 日弁HP 2部	必要事項を記入してください。
(希望者のみ) 7 (日弁)身分証明書発行申請書	★ 日弁HP (2部)	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者のみ申請下さい。 ・写真2葉(縦4cm×横3cm)が必要です。1葉は発行申請書に貼付してください。
(希望者のみ) 8 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書	★ 日弁HP (2部)	希望者のみ申請下さい。

<日本弁護士連合会・大阪弁護士会共通>

9 写真		
A (日弁用)履歴書用(縦4×横3cm)	2枚	A 日弁履歴書用は、2枚とも上記「2履歴書」に貼付してください。
B (大弁用)原簿・広報用(縦4×横3cm)	3枚	* <u>全て、無帽、無背景、上半身、4か月以内に撮影したものを提出してください。プリンター印刷不可。裏面に氏名、修習期、本籍都道府県名を記入してください。</u>
C (大弁用)身分証明書用(縦2.5×横2cm)	1枚	
希望者・該当者のみ		
D (日弁用)身分証明書発行申請書(縦4×横3cm)	(2枚)	D 上記7の日弁身分証明書発行申請を行う場合のみ。

<大阪弁護士会>

10 (大弁) 入会申込書	大弁 HP 2部	*入会申込書の作成日及び記載内容・表記は、「1 弁護士名簿登録請求書」に必ず統一してください。
11 (大弁) 誓約書	大弁 HP 1部	*誓約書の作成日及び記載内容・表記は、「1 弁護士名簿登録請求書」に必ず統一してください。
12 (大弁) 入会連絡回答票	大弁 HP 1部	必要事項を記入してください。
13 (大弁) 大阪弁護士会会員名簿	大弁 HP 1部	*太線の中 (ふりがな、登録氏名 (自署)、生年月日) のみ、お書きください。

- 入会書類の日付は**すべて2023年12月14日付** (一斉登録以降の場合は実際の日付) にしてください。
- **すべての書類に同一の印鑑を使用してください。** 字句訂正、加入、削除箇所には、**同じ印鑑で訂正印を押印してください。** シャチハタ等朱肉を使用しないものは使用しないでください。
- 上記書類の他に、財務関係の書類として、「大阪弁護士会財務課からのお願い」に基づき、1 財務課連絡票、2 預金口座振替依頼書、3 銀行振込口座登録・変更届出書、4 会館負担金会費分納申請書 (様式①) (希望者のみ)、5 会館負担金会費分納の延納申請書 (様式②) (希望者のみ)、6 会館特別会費中一部納入延期申請書 (様式③-1) (希望者のみ)、7 会館特別会費納入延期申請書 (様式③-2) (希望者のみ) を、入会受付期間内に入会書類と同封する方法で提出してください。

3 入会金等について

3-1 入会金等について

入会金等の費用は以下のとおりです。納付方法A～Cのいずれかの金額 (弁護士名簿登録請求書に貼付する登録免許税の印紙代とは別に必要です。) を、入会受付期間内に入会者本人氏名にて一括で振り込んでください。 なお、第76期司法修習終了予定者であることがわかるように、振込名義の氏名の前に「76」と付けてください (例: 76オオサカ タロウ)。

【振込口座】	三井住友銀行 (0009)	堂島支店 (518)	オオサカベンゴシカイ
	口座番号	普通 0920046	口座名 大阪弁護士会

【振込金額の種類】

納付方法	A (通常)	B (注1-1)	C (注1-2)
会館負担金会費分納申請	しない	分納	分納の延納
申請書の種類	(不要)	様式①	様式②
1 入会金	30,000円	30,000円	30,000円
2 登録料 (日弁連)	10,000円	10,000円	10,000円
3 会館負担金会費	400,000円	200,000円	0円
納付金額	440,000円	240,000円	40,000円

(注1-1)

会館負担金会費の分納申請をした場合は、入会時に240,000円、残金200,000円については入会から半年後 (2023年12月登録の場合は2024年6月末日) までに納付いただくこととなります。

分納を希望する方は、「会館負担金会費分納申請書 (様式①)」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。

(注1-2)

会館負担金会費の分納の延納申請をした場合は、次のように納付いただくこととなります (いずれも2023年12月登録の場合)。ただし、期限までに退会される場合は、総務部財務課までご連絡願います。

入会時（入会金・登録料のみ）	40,000円
入会月の1年後の月末日（2024年12月末日）	100,000円
入会月の2年後の月末日（2025年12月末日）	100,000円
入会月の3年後の月末日（2026年12月末日）	100,000円
入会月の4年後の月末日（2027年12月末日）	100,000円

分納の延納を希望する方は、「会館負担金会費分納の延納申請書（様式②）」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。なお、法テラスのスタッフ弁護士に内定されている方は、内定通知書の写しとともに「会館負担金会費分納の延納申請書（様式②）」を提出してください。

3-2 弁護士会費について

大阪の会費について、入会月分から修習終了後5年を経過する前月分までは会費7,000円、修習終了後5年を経過する月分からは会費14,000円となります。

日弁連の会費について、入会月分から修習終了後2年を経過する前月分までは会費5,100円、修習終了後2年を経過する月分からは会費10,200円となります。

【1か月分会費の内訳】

	大阪会費	大阪会館特別会費	日弁連会費	日弁連少年・刑事特別会費	日弁連法律援助基金特別会費	合計
入会月分から修習終了後2年を経過する前月分まで	7,000円	6,000円	5,100円	1,300円	800円	20,200円
修習終了後2年を経過する月から5年を経過する前月分まで	7,000円	6,000円	10,200円	1,300円	800円	25,300円

会館特別会費中一部納入延期申請をした場合、月額6,000円の内、5,000円部分についての徴収開始月を、入会后3年を経過する月とすることができます。また、会館特別会費納入延期申請をした場合、月額6,000円の徴収開始月を、入会后3年を経過する月とすることができます。

よって、一部納入延期申請をされた方の1ヶ月分会費は15,200円に、納入延期申請をされた方の1か月分会費は14,200円になります（注：納入始期のスライドであって免除ではありません。）。

一部納入延期又は納入延期を希望する方は、「会館特別会費中一部納入延期申請書（様式③-1）」又は「会館特別会費納入延期申請書（様式③-2）」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法でご提出ください。なお、入会后、いかなる場合も納付方法を変更することはできませんのでご注意ください。

法テラスのスタッフ弁護士に内定されている方は、内定通知書の写しとともに「会館特別会費納入延期申請書（様式③-2）」を提出してください。

毎月の弁護士会費につきましては入会月より支払い義務が発生しますが（日割り計算は行いません）、銀行による自動引落により納入される場合には、初回のみ、入会月及び入会翌月の2か月分を入会翌月の18日（例月引落18日、土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日）に引き落といたします。

窓口での現金によるお支払いの場合は、弁護士会館6階7番窓口財務課まで持参してください。

4 その他

4-1 新入会員入会式・委員会説明会を2023年12月26日（火）に開催予定です。追って、案内をいたしますが、その際に身分証明書・記章の配布等も予定していますので、一斉登録の方は全員参加するようにしてください。

4-2 新規登録弁護士研修（近弁連主催）が2024年1月20日（土）時間未定、新入会員研修（大弁主催）が2024年2月頃に開催されますので、各研修日までに弁護士登録が完了した方は、受講してください（いずれも当会規程等により必ず受講いただくこととなっています）。

なお、実施方法をeラーニングによる随時履修やZoom等に変更する可能性があります。詳細は、上記入会式等

の際に案内します。

お問い合わせ先

大阪弁護士会（〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会館）

・入会登録関係・入会式関係

・・・総務部 総合管理課 TEL：06-6364-1225

お問い合わせはメールでお願いします。

メールアドレス 登録事務担当事務局 「oba-touroku@osakaben.or.jp」

タイトル 「76期入会案内問合せ」

・財務関係・・・総務部 財務課 TEL：06-6364-1232

お問い合わせはメールでお願いします。

メールアドレス 「oba-ad-fs@osakaben.or.jp」

タイトル 「76期入会問合せ」

・研修関係・・・総務部 研修課 TEL：06-6364-1684

お問い合わせはメールでお願いします。

メールアドレス 「kensyu-jimu@osakaben.or.jp」

タイトル 「76期新規登録弁護士研修問合せ」

・新人支援関係・・・企画部企画二課 TEL：06-6364-1371

(以上、電話 平日9:00～12:00、12:45～17:00)

以上

***重要**

その他、当会入会にかかる重要なお知らせがある場合は、その都度ホームページにアップしますので、随時本ホームページをご確認願います。